

## 若松イルミ 2021 公式 Instagram フォトコンテスト実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、若松区の風物詩であるイルミネーションを広く画像で発信し、シティセールスを推進するために若松イルミ 2021 公式 Instagram フォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (実施手法)

第2条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションの Instagram を用いて実施するものとする。

### (応募資格)

第3条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同する個人とする。

### (応募期間)

第4条 フォトコンテストの応募期間は、令和3年12月3日から令和4年1月31日までとする。

### (応募テーマ)

第5条 フォトコンテストの応募テーマは、若松区内4ヶ所（若松南海岸通り・中川ストリート・連歌の広場・北九州学術研究都市）のイルミネーションとする。

### (応募方法)

第6条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第5条のテーマに沿った画像を Instagram に投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得した Instagram のアカウントを公開していること。
- (2) Instagram 若松区公式アカウント「若松に恋」をフォローしていること。
- (3) 投稿する画像が Instagram 若松区公式アカウント運用ポリシーの注意事項の内容に抵触しないこと。
- (4) 応募用ハッシュタグ「#若松イルミ 2021」を付けて投稿。
- (5) ハッシュタグ「撮影場所」を付けて投稿。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

### (投稿の制限等)

第7条 投稿の制限については次の各号によるものとする。

- (1) 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。
- (2) 応募者の投稿は応募者自身が撮影した写真に限り、他のコンテスト等で未入賞のものに限ることとする。

- (3) 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- (4) 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更 合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真は投稿することができないものとする。

(費用の負担)

第 8 条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定方法)

第 9 条 選定方法については次の各号によるものとする。

- (1) 第 5 条及び第 6 条の要件を満たす投稿のうち、若松区役所が 30 作品を選定する。ただし、同じ応募者が「#若松イルミ 2021」を個別に複数回投稿しても、選定 30 作品の中に重複受賞しないものとする。
- (2) 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- (3) 第 5 条及び第 6 条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第 10 条 若松区役所は、Instagram のメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

(著作権等)

第 11 条 著作権等については次の各号によるものとする。

- (1) 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、応募した時点で市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、若松区公式 Instagram アカウント、区公式 Facebook ページ、広報紙、市が発行する印刷物、市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。
- (2) 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 12 条 若松区役所は、フォトコンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(庶務)

第 13 条 フォトコンテストの実施に係る事務は、若松区役所総務企画課において行う。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 (施行期日等)

(1) この要領は、令和 3 年 12 月 3 日 (金) から施行する